町民税・県民税の申告準備はじめていますか?

申告をする必要があるか、フローチャートにて事前に確認お願いします

問 税務課 ☎889-4413

フローチャートは一般的な例を示しています。不明な点はお問い合わせください。
控除*とは、社会保険料控除や生命保険料控除、扶養控除など税法上の控除を指します。

スタート

令和8年1月1日南風原町に住んでいた(住んでいる)

- Yes → 昨年中にどんな収入がありましたか?
- No → 1月1日に住んでいた市町村へ申告してください

昨年中にどんな収入がありましたか?

- 収入なし　または　非課税となる収入のみ → **申告不要【A】**
- 主に年金収入
  - ・年金収入のみで申告する控除*がない → **申告不要【A】**
  - ・年金収入があり、年金以外の所得が20万円以下
・控除*の追加、変更がある → **町県民税申告【B】**
  - ・年金収入が400万円を超えている
・年金収入以外の所得が20万円以上ある → **確定申告【C】**
- 主に給与収入
  - ・1か所からの給与収入のみで年末調整の内容に変更がない → **申告不要【A】**
  - ・給与収入があり、給与以外の所得が20万円以下
・控除*の追加、変更がある → **町県民税申告【B】**
  - ・給与収入が2,000万円を超えている
・2か所以上からの給与収入がある
・給与以外の所得が20万円以上ある
・年末調整をしていない → **確定申告【C】**
- 下記の所得
・営業・農業
・不動産・雑
・譲渡・一時
・利子・配当
  - ・所得金額より控除*金額の方が多い
(所得税が課税されない) → **町県民税申告(B)**
  - ・所得金額より控除*金額の方が少ない
(所得税が課税される) → **確定申告【C】**

※【A】~【C】について左ページも確認お願いします。

事業主(法人・個人)の皆さん、給与支払報告書の提出期限は2月2日(月)まで

提出対象者　令和7年中に支払った給与等について、すべての従業員等(短期雇用者、アルバイト・パート、役員等を含む)の給与支払報告書(総括表および個人明細書)を提出してください。※退職者含む

詳しくはこちらへ

自宅を「売ってもそのまま住める」資産活用法です。

てるまさリースバック 売ってもむーず
軍用地等の不動産も直接買い取ります!

8つの特徴
- その❶ お支払いは最短5営業日です
- その❷ 売却後もそのまま住めます
- その❸ 仲介手数料はかかりません
- その❹ 資金の使いみちは自由です
- その❺ 住宅ローンが残っていても相談可能
- その❻ 年齢や同居人の制約はありません
- その❼ 固定資産税などが不要です
- その❽ 相続対策になります

査定無料!ご連絡はコチラ　てるまさリース TEL.098-943-4355
平日9:00~17:00(土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み)

【A】申告不要に該当した方

※行政サービスを受けるときや、税証明を取得するときに町県民税申告が必要な場合があります。

令和7年1月1日から12月31日までの収入がない人または非課税所得(遺族年金、障がい年金、失業給付など)となる収入のみの人でも町県民税申告が必要になる場合(例参照)があります。

例
- ○国民健康保険税の軽減を受ける人
- ○児童(扶養)手当を受ける人
- ○所得、所得課税証明書の交付を希望する人
- ○保育所に入所申込みをする(した)人
- ○国民年金保険料の免除を受ける人

【B】町県民税申告に該当した方

※申告期間に町県民税申告を行う必要があります。

町県民税申告書

申告書は、主に前年度に町県民税申告をした方へ1月下旬に送付予定です。届かない方も申告が必要な場合があります(右ページフローチャートを参照)。申告書が届いていない場合は、申告会場、2階税務課で配布いたします。また、町のホームページからもダウンロードできます(右記QR参照)。

町県民税申告が必要な方

右記QRより町県民税申告の詳しい内容をご確認ください。

町県民税申告についてのお問い合わせ　役場　税務課　住民税班　☎098-889-4413

【C】確定申告に該当した方

※税務署(申告会場:結いの街)またはe-Taxにて確定申告を行ってください。

以下に該当する方は税務署にて確定申告が必要です

- ○事業(営業、農業、不動産)所得1年目の申告
- ○亡くなられた方の申告(準確定申告)
- ○損失申告(株式の繰越損失など)
- ○青色申告
- ○住宅借入金等特別控除の申告
- ○土地・建物の譲渡所得の申告
- ○暗号資産所得の申告
- ○分離所得(配当、土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告
- ○その他、高度な判断を要する申告

確定申告が必要な方

右記QRより確定申告の詳しい内容をご確認ください。

令和7年分所得税及び復興特別所得税の申告・納付期限は 令和8年3月16日(月)まで

国税庁e-Tax キャラクター イータ君

スマホとマイナンバーカードでe-Tax
マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力

所得税の確定申告(国税・e-Taxなど)について　那覇税務署　個人課税部門　☎098-867-3101

以下の申告資料は、申告者の皆さんに事前に作成していただくものになります。
※申告受付時に、申告資料を作成・準備していない場合は作成後の受付となります。

医療費控除の明細書　添付必須

医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」を申告書とともに提出していただかなければ控除を受けることはできません。申告会場では明細書の作成は行っていませんので、必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保管してください。

収支内訳書　事前準備

事業所得・不動産所得を申告する方は、収入・経費などを計算し、まとめていただき、「収支内訳書」を事前に作成し、申告時に持参してください。

※「医療費控除の明細書」および「収支内訳書」は上記、【町県民税申告が必要な方】欄のQRよりダウンロードできます。

一般皮膚専門は... 八重瀬クリニック
☑ホクロ切除 ☑皮膚腫瘍 ☑アトピー性皮膚炎
☑ワキ・手汗 ☑水虫 ☑乳児湿疹
☑手荒れ ☑虫刺され ☑ニキビ
☑ホクロドック ☑各種イボ ☑じんま疹
☑各種ワクチン ☑アレルギー検査
☑脱毛症 ☑帯状疱疹・ヘルペスなど

美容皮膚専門は... 沖縄美容クリニック
☑ニキビ跡 ☑シワ
☑医療脱毛 ☑たるみ
☑シミ取り ☑赤ら顔
☑肝斑 ☑ピアス
☑巻き爪 ☑毛穴・美白
☑美容点滴 ☑そばかす などのお悩みに

沖縄皮膚科医院
一般皮膚科、小児皮膚科、アレルギー科、美容皮膚科、形成外科
八重瀬町役場の斜め向かい、皮膚専門クリニックが開院
10:00-14:00 受付時間 9:45-13:00
16:00-19:30 受付時間 15:45-18:30
月 火 水 木 金 土 日祝
ご予約の方は13:30、19:00までの受付。
▲:毎月第1第2土曜は自費予約のみ(18:00まで)、祝日の場合は休み。
okinawa-hifu.com @OKINAWA.HIFU